

同居家族会員の会費の一部を減額する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、同居家族内に複数の会員がいる場合、会費の一部を軽減することにより、同居家族の負担を軽減し、建築士会への入会を促進することを目的とする。

(申請)

第2条 会長は、同居している正会員から別紙「同居建築士の会費の減額申請書」により会費の軽減の申し出があったとき、会長は理事会の承認を得て、同居している会員の会費の一部を軽減することができる。

(軽減額)

第3条 前条により軽減することができる額は、次のとおりとする。
同居会員1人あたり減額する額 9,000円/年

(刊行物等配布の停止)

第4条 軽減された同居会員には、次の刊行物等を送付しないものとする。

- 一 機関紙「建築士」
- 二 会誌「建築ニュースぎふ」及び「建築ニュースぎふ：情報ひろば」
- 三 前各号の同封する雑誌、チラシ及び刊行物等
- 四 その他会長が指定したもの

(変更届出の義務等)

第5条 会費を減額された同居者は、同居でなくなったときは、速やかに会長にその旨を届け出るものとする。

2 前項の届出がなされずに、後日、同居会員でなくなったことが判明した場合は、同居しなくなった日に軽減措置がされなくなったものとする。

3 前項の場合、同居会員又は世帯主会員は、軽減した会費を同居会員でなくなったときからの会費を納入するものとする。

(対象者)

第6条 第2条の申請の対象者は、岐阜県建築士会が行う「会費等の自動引き落とし制度」により会費の納入ができる正会員とする。

第7条 この規程の運用について、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

同居会員の会費の減額申請書

私は、同居家族会員の会費の一部を減額する規程（以下「会費減額規程」という。）に基づき、次のとおりに会費の一部減額の申請をします。

なお、申請が認められた場合は、会費減額規程を遵守します。

令和 年 月 日

公益社団法人 岐阜県建築士会 会長 横井 守 様

世帯主会員名 (自筆署名)	会員番号	住 所	TEL :
		勤務先名	TEL :
		同住所	
同居会員名 (自筆署名)	会員番号	勤務先名	TEL :
		同住所	
同居会員名 (自筆署名)	会員番号	勤務先名	TEL :
		同住所	
同居会員名 (自筆署名)	会員番号	勤務先名	TEL :
		同住所	